

9  
2024

# 人事・労務に役立つ NEWS LETTER

## 月刊くろうど



令和6年 9月号

September No. 88

## もくじ

令和5年度の長時間労働への監督指導 約81%が労働基準関係法令違反	・・・2
高年齢雇用継続給付・介護休業給付・育児休業給付の支給限度額等の変更	・・・3
定年後の賃金水準 定年前の8割以上（令和6年度の経済財政白書）	・・・4
【速報】令和6年度の地域別最低賃金額の改定額が公表されました	・・・5
若年層 育休取得率が高い企業にポジティブなイメージ（厚労省）	・・・6
【緊急速報】徳島県最低賃金84円アップの衝撃	・・・7
助成金の最新情報・活用ポイント	・・・8,9
人事労務の統計指標	・・・10,11
日本100名城に行こう vol.5 ～宇和島城 / 大洲城～	・・・12
ゆんたくひんたく	・・・13



クラウド社会保険労務士事務所

〒720-0067  
広島県福山市西町二丁目8-27  
ポートビル4F

TEL:084-983-1198  
FAX:084-983-1197  
e-mail:info@kuroudo-sr.com  
<https://www.kuroudo-sr.com>

# 令和5年度の長時間労働に関する監督指導 約81%が労働基準関係法令違反

厚生労働省は、令和5年度に長時間労働が疑われる事業場に対して労働基準監督署が実施した監督指導の結果を取りまとめ、監督指導事例とともに公表しました。令和5年度の監督指導実施状況のポイントと主な監督指導事例を確認しておきましょう。

## 令和5年度の監督指導実施状況の ポイントと主な監督指導事例

### ●令和5年度の監督指導実施状況のポイント

令和5年4月から令和6年3月までに、26,117事業場に対し監督指導を実施し、21,201事業場(81.2%)で労働基準関係法令違反が認められた。

#### <主な法違反>

- ・違法な時間外労働があったもの→  
11,610事業場(44.5%)
- ・賃金不払残業があったもの→  
1,821事業場(7.0%)
- ・過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの→  
5,848事業場(22.4%)



**WARNING**

### ●主な監督指導事例／製造業に対して行われた監督指導の事例

機械器具製造を行う事業場(労働者約20人)において、営業職の労働者が精神障害を発症。長時間労働が原因であるとして労災請求がなされたため、立入調査を実施。

1. 精神障害を発症した労働者の勤務状況を確認したところ、繁忙期に上司の不在が重なり業務が集中したため、36協定で定めた上限時間(月42時間)を超える、最長で1か月当たり111時間の違法な時間外労働が認められた。  
……労働基準法32条違反及び36条6項違反で是正勧告
2. また、当該労働者には固定残業代(20時間分)が支給されていたものの、それを超過する時間外労働に対して、割増賃金が支払われていなかった。  
……労働基準法37条違反で是正勧告
3. そのほか、時間外・休日労働時間が1か月当たり80時間を超えていたにもかかわらず、当該労働者に対し、時間外・休日労働に関する情報を通知していなかった。  
……労働安全衛生法66条の8第1項違反で是正勧告

上記で紹介した監督指導事例は極端な例かもしれませんが、企業が遵守すべき労働基準関係法令のルールにはさまざまなものがありますので、違反がないか、定期的にチェックしておく必要があるでしょう。

# 高年齢雇用継続給付・介護休業給付・ 育児休業給付の支給限度額等の変更

令和6年8月から、雇用保険の給付である高年齢雇用継続給付・介護休業給付・育児休業給付の支給限度額等が変更されています。これらの給付は、雇用保険の被保険者である従業員に支給されるものですが、企業としても、以下で紹介する変更の内容は把握しておきたいところです。

## 高年齢雇用継続給付・介護休業給付・ 育児休業給付の支給限度額等の変更

### 高年齢雇用継続給付（高年齢雇用継続基本給付金・高年齢再就職給付金）

- 支給限度額：R6.7.31まで 370,452円  
→ R6.8.1から 376,750円

支給対象月に支払いを受けた賃金の額が支給限度額（376,750円）以上であるときには、高年齢雇用継続給付は支給されません。

また、支給対象月に支払いを受けた賃金額と高年齢雇用継続給付として算定された額の合計が支給限度額を超えるときは、376,750円－（支給対象月に支払われた賃金額）が支給額となります。

- 最低限度額：R6.7.31まで 2,196円  
→ R6.8.1から 2,295円

高年齢雇用継続給付として算定された額がこの額を超えない場合は、支給されません。

### ● 60歳到達時等の賃金月額

- 上限額：R6.7.31まで 486,300円  
→ R6.8.1から 494,700円
- 下限額：R6.7.31まで 82,380円  
→ R6.8.1から 86,070円

60歳到達時の賃金が上限額超又は下限額未満の方については、賃金日額ではなく、上限額又は下限額を用いて支給額を算定します。

### 介護休業給付（介護休業給付金）

- 上限額：R6.7.31まで 341,298円  
→ R6.8.1から 347,127円

### 育児休業給付（出生時育児休業給付金・ 育児休業給付金）

#### 出生時育児休業給付金

- 上限額（支給率67%）：  
R6.7.31まで 289,466円  
→ R6.8.1から 294,344円

#### 育児休業給付金

- 上限額（支給率67%）：  
R6.7.31まで 310,143円  
→ R6.8.1から 315,369円

- 上限額（支給率50%）：  
R6.7.31まで 231,450円  
→ R6.8.1から 235,350円

各給付について、支給要件や支給額の計算方法を知りたいなど、詳しい情報が必要な場合は、気軽にお声掛けください。

# 定年後の賃金水準 定年前の8割以上とする企業が増加(令和6年度の経済財政白書)

内閣府から「令和6年度「年次経済財政報告（経済財政白書）」が公表されました。

今回の白書のテーマの一つに「高齢者就業の現状と課題」が含まれており、高齢労働者が培ってきた知識や経験といった有形・無形のストックについて、これをいかに有効に活かし、経済につなげていけるかが議論されています。そのなかで取り上げられていた「定年後の高齢雇用の賃金水準」に関する分析の内容が話題になっています。

白書では、「人手不足感の高い企業ほど、高齢層を貴重な労働の担い手と考え、引留めやモチベーション引上げのために、定年前からの賃金の引下げ幅を縮小させている可能性がある」と分析しています。

人手不足の昨今、各企業は、高齢層を引き留めることに重きを置いているようです。

お声掛けいただければ、このような現状も踏まえて、高齢者の雇用についてもアドバイスさせていただきます。

## 令和6年度の経済財政白書／定年後の高齢雇用の賃金水準のポイント

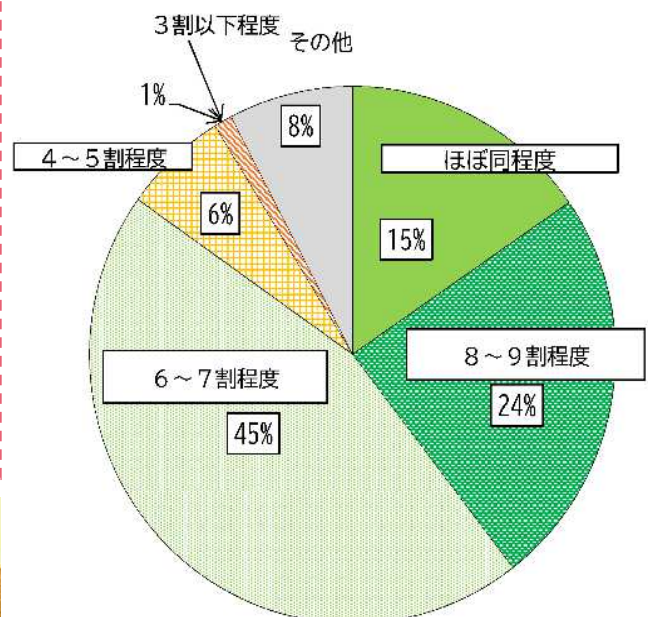
■ 定年後の高齢者の賃金を定年前の6～7割程度とする企業が45%と最も多いが、定年前の8割以上とする企業が増加し、現在、企業の約40%に！

定年前の収入の6割を目途とする判例の影響などもあり、定年後の賃金水準を定年前の6割未満としている企業は全体の1割未満となっている。

また、この5年間の動向をみると、定年前収入の7割程度以下の賃金とする企業の割合が約15%ポイント減少する一方で、逆に、8割程度からほぼ同程度とする企業の割合が約15%ポイント増加している。

その結果、定年前収入の8割以上とする企業が、現在、全体の約40%になっている（右図参照）。

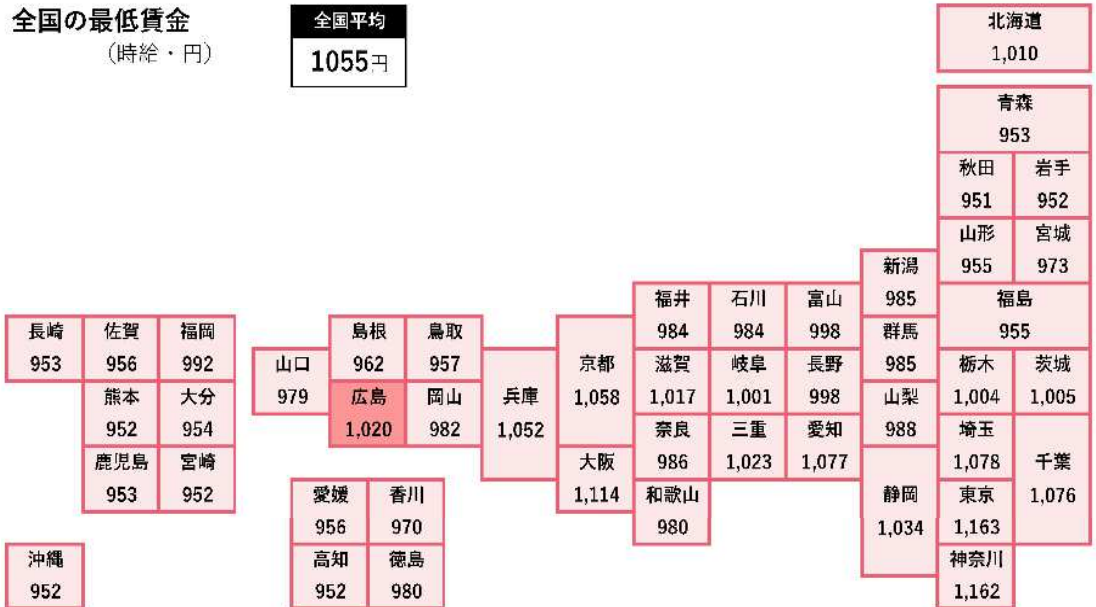
図 定年後の高齢雇用の賃金水準（2024年）



[ 今月の NEWS ]

# 【速報】令和6年度の地域別最低賃金額の改定額が公表されました

令和6年度の地域別最低賃金の改定額を取りまとめ公表しました。これは、令和6年7月に開催された中央最低賃金審議会が示した「令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について」などを参考として、各地方最低賃金審議会で調査・審議した結果を取りまとめたものです。



※発効予定年月日は、異議申立てがなかった場合の日付

都道府県名	答申された改定額 ( )内は令和5年度	発効予定年月日	都道府県名	答申された改定額 ( )内は令和5年度	発効予定年月日
北海道	1,010円 (960円)	令和6年10月1日	滋賀	1,017円 (967円)	令和6年10月1日
青森	953円 (898円)	令和6年10月5日	京都	1,058円 (1,008円)	令和6年10月1日
岩手	952円 (893円)	令和6年10月27日	大阪	1,114円 (1,064円)	令和6年10月1日
宮城	973円 (923円)	令和6年10月1日	兵庫	1,052円 (1,001円)	令和6年10月1日
秋田	951円 (897円)	令和6年10月1日	奈良	986円 (936円)	令和6年10月1日
山形	955円 (900円)	令和6年10月19日	和歌山	980円 (929円)	令和6年10月1日
福島	955円 (900円)	令和6年10月5日	鳥取	957円 (900円)	令和6年10月5日
茨城	1,005円 (953円)	令和6年10月1日	島根	962円 (904円)	令和6年10月12日
栃木	1,004円 (954円)	令和6年10月1日	岡山	982円 (932円)	令和6年10月2日
群馬	985円 (935円)	令和6年10月4日	<b>広島</b>	<b>1,020円 (970円)</b>	<b>令和6年10月1日</b>
埼玉	1,078円 (1,028円)	令和6年10月1日	山口	979円 (928円)	令和6年10月1日
千葉	1,076円 (1,026円)	令和6年10月1日	徳島	980円 (896円)	令和6年11月1日
東京	1,163円 (1,113円)	令和6年10月1日	香川	970円 (918円)	令和6年10月2日
神奈川	1,162円 (1,112円)	令和6年10月1日	愛媛	956円 (897円)	令和6年10月13日
新潟	985円 (931円)	令和6年10月1日	高知	952円 (897円)	令和6年10月9日
富山	998円 (948円)	令和6年10月1日	福岡	992円 (941円)	令和6年10月5日
石川	984円 (933円)	令和6年10月5日	佐賀	956円 (900円)	令和6年10月17日
福井	984円 (931円)	令和6年10月5日	長崎	953円 (898円)	令和6年10月12日
山梨	988円 (938円)	令和6年10月1日	熊本	952円 (898円)	令和6年10月5日
長野	998円 (948円)	令和6年10月1日	大分	954円 (899円)	令和6年10月5日
岐阜	1,001円 (950円)	令和6年10月1日	宮崎	952円 (897円)	令和6年10月5日
静岡	1,034円 (984円)	令和6年10月1日	鹿児島	953円 (897円)	令和6年10月5日
愛知	1,077円 (1,027円)	令和6年10月1日	沖縄	952円 (896円)	令和6年10月9日
三重	1,023円 (973円)	令和6年10月1日	全国加重平均額		1,055円 (1,004円)

# 若年層は育休取得率が高い企業にポジティブなイメージを抱いている(厚労省)

厚生労働省から、同省の委託事業で令和6年6月下旬に実施された「若年層における育児休業等取得に対する意識調査」の結果(速報値)が公表されました。

※この調査は、全国の18~25歳の男女高校生・大学生などの学生若年層を対象に、WEBによる定量調査として実施されました(有効な2,026サンプルを集計)。

調査結果から、「育休の就職活動に対する影響」に関する部分を確認しておきましょう。

## 若年層における育児休業等取得に対する意識調査／育休の就職活動に対する影響

■ 就職活動においてどのような企業を選定するかにおいて、69.7%が「育休取得実績」を重視していると回答。

さらに、「男性の育休取得実績がない企業」に対しては、61.0%が「就職したくない」と回答し、就職活動において「男性の育休取得実績」を重視していることが伺える。

■ 就職活動にあたって、「企業からどのような結婚や出産に関わる情報があると就職したい気持ちが高まるか」という問いに対して、「男性の育休取得率」と回答した割合が3割超と最も高い。

■ 育休取得率が高い企業に対しては、「安定している」(41.5%)、「社員思い」(39.3%)、「先進的」(22.6%)、「若手が活躍できる」(21.5%)などポジティブなイメージを抱いていることが明らかになった。

令和7年4月から、令和6年改正育児・介護休業法の主要規定が順次施行され、育児休業の取得状況の公表義務の対象企業の拡大や、育児・介護関連の制度の充実が図られます。

この改正にもしっかりと対応して、若年層などに、よりポジティブなイメージを抱いてもらえる企業にしていきたいところですね。

令和6年改正育児・介護休業法の内容も含め、育児・介護関連の規定について、不明な点などがあれば、気軽にお声掛けください。



お仕事  
カレンダー  
9月

9/10

● 8月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付

9/30

● 8月分健康保険料・厚生年金保険料の納付  
● 7月決算法人の確定申告と納税・2025年1月決算法人の中間申告と納税(決算応当日まで)  
● 10月・翌年1月・4月決算法人の消費税の中間申告(決算応当日まで)

# 【緊急速報】

## 徳島県最低賃金 84 円アップの衝撃

### 徳島県のもたらした衝撃

8月29日の夕方、衝撃が走りました。全国で唯一未決定だった徳島県の地域別最低賃金が全国最大の引き上げ【84円】に決まりました。目の前のパソコンに表示されている金額に思わず目を疑い、パソコンを二度見してしまうぐらいの衝撃を受けた今回のニュースについて、その背景や影響、来年度の見通しなどについてまとめました。

※急遽書き上げたため、文章内のおかしな表現や誤字脱字につきましてはお目こぼしただけですと幸いです。

### 全国最大 84 円アップの背景

徳島県の過去に類を見ない84円の引き上げについては、度重なる後藤田正純知事の介入が要因と言っても過言はないでしょう。そもそも知事に最低賃金を決める権限はありません。しかし、全国ワースト2位という現状に強い不満を示していた後藤田知事は、様々な場で時給1,000円超えを求める発言を繰り返していました。アップ決定の前日28日にも「目安を大幅に上回る引き上げとなった場合には、中小企業などを支援する積極的な経済対策を行う」との書面を審議会委員宛に送るなどギリギリまで大幅アップを要請していたようです。徳島県に次ぐ引き上げ額は59円です。どう考慮しても今回の徳島県の金額には違和感を覚えます。

### 熾烈な全国最下位競争

本来は権限のない行政が最低賃金の決定過程に介入したことにより、国側が示した50円という目安額とかけ離れたアップを実現するという【徳島方式】について、後藤田知事は「日本の新しいモデルとして、しっかり国に受け止めてほしい」というコメントを発表しています。

危惧するのは、来年以降この異質な徳島方式が全国に波及しないかどうかです。昨年からの最低賃金＝経済格差のバロメーターのように取り上げられることが多くなってきてしまい、2023年度全国最下位だった岩手県では、8月28日まで他県の動向を精査しながら952円（59円アップ）という決定をしています。岩手県が隣の秋田県951円を意識していることは明白で、先に決めたところが損をする、さながらチキンレースの様相を呈しています。全国最下位競争から抜け出すための方便として、徳島方式を採用する都道府県が他に出ないとも限りません。

### 来年度の見通し

来年度の全国最下位競争も熾烈になることが予想されます。特に全国最下位の秋田県、ワースト2位の岩手・高知・熊本・宮崎・沖縄県、そして徳島県の隣の香川・愛媛県は全国目安に10円を超える上乗せをすることは十分考えられます。また、他県の動向を精査してギリギリまで熟慮し決定も遅延することでしょう。

# 助成金の最新情報・活用ポイント

## 最低賃金の引き上げに対応、設備投資等を行って効率化

### 「業務改善助成金」と「キャリアアップ助成金 賃金規定等改定コース」

最低賃金の引き上げは、労働者の生活水準を向上させるために重要な政策の一つです。しかし、企業にとっては賃金コストの増加が経営に影響を及ぼす可能性があります。そこで、厚生労働省は企業が最低賃金の引き上げに対応できるよう、業務改善助成金を含めた制度を行っています。企業の対応として知る必要がある最低賃金の概要と最低賃金引き上げに関する「業務改善助成金」「キャリアアップ助成金 賃金規定等改定コース」の概要、その活用方法について詳しく解説します。

#### 1. 最低賃金制度の概要

最低賃金は、労働者の生活を守るために国が定めた賃金の最低限度を指します。使用者は、この最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。最低賃金額以上かどうかを確認するためには、賃金額を時間当たりの金額に換算し、最低賃金（時間額）と比較します。月給や日給により給与が決まっている場合も時給に換算して比較します。

最低賃金には、以下の2種類があります。

- ・ **地域別最低賃金**：都道府県ごとに定められ、産業や職種に関係なく適用されます。
- ・ **特定最低賃金**：特定の地域内の特定の産業に適用されます。

地域別最低賃金は、都道府県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。労働基準法上の事業場単位で把握します。例えば東京に事業場があり、北海道でテレワークを行っている労働者がいる場合は、北海道のテレワークを行っている場所が事業場と認められる独立性を持っていない限り、東京都の最低賃金が適用されます。特定最低賃金は、特定の産業の基幹的労働者とその使用者に適用されます。

令和6年度の地域別最低賃金額改定の目安は、Aランク、Bランク、Cランクすべてで50円の引き上げが提案されています。これにより、全国加重平均は1,054円となり、昭和53年度に目安制度が始まって以降で最高額となります。正式な額の決定は各都道府県で開催される地方最低賃金審議会での審議のもと、答申、決定され、10月1日前後に発行されます。

#### 2. 業務改善助成金とは？

業務改善助成金とは、中小企業・小規模事業者が生産性向上に資する設備投資等を行うとともに、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成する制度です。

助成の対象となる事業者は、以下の要件を満たす必要があります。

- ・ 中小企業・小規模事業者であること
- ・ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること
- ・ 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと



助成の対象となる経費は、「生産性向上・労働能率の増進に資する設備投資等」です。具体的には、機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練などが挙げられます。

助成される金額は、生産性向上に資する設備投資等にかかった費用に、一定の助成率をかけた金額と助成上限額とを比較し、いずれか安い方の金額となります。助成率や助成上限額は、申請を行う事業場の引き上げ前の事業場内最低賃金や事業場内最低賃金の引き上げ額及び引き上げる労働者の人数によって異なります。

また、特例的な拡充が受けられる事業者もあります。例えば原材料費の高騰などで利益が減少した事業者は、助成上限額や助成対象経費の拡大が受けられます。今年度の申請期限は令和6年12月27日、事業完了期限は令和7年1月31日になります。



# 助成金情報

## 3. 受給のポイント

- ① 幅広い経費が対象になりますが、代理人（提出代行者、事務代理者を含む）に支払う経費は対象になりません。
- ② 物価高騰等要件に関する特例事業者に該当すると生産性向上に資する設備投資等のうち、
  - 定員7人以上または車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車
  - PC、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入 も対象になります。
- ③ 助成経費の対象が増える特例事業者に該当するためには、物価高騰等要件（原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント以上低下している事業者）を満たす必要があります。
- ④ 交付申請提出後に賃金を引き上げた場合が対象になります。また、地域別最低賃金の引き上げを見越して賃金の上昇を計画しても問題がありません。しかし、その場合は地域別最低賃金の引き上げ発効日の前日までに事業内賃金引き上げ対象労働者が、実際に引き上げられた賃金で働いている必要があります。
- ⑤ 交付申請書提出後に事業内最低賃金の引き上げができますが、設備投資等の経費支出、導入は交付決定後になります。ただし、業務改善に資する機器の発注は申請後であれば交付決定前でも構いません。申請後であれば試験的に無償で借り受けた機器（いわゆるデモ機）を使用して、交付決定後に契約を結び正式購入する方法でも対象になります。
- ⑥ 前年度に業務改善助成金を活用した事業主も対象になります。ただし、同一年度に2回は活用できません。
- ⑦ 「キャリアアップ助成金 賃金規定等改定コース」とは併給調整がかかります。同じ人を対象労働者に選定することはできません。

コース区分	事業場内最低賃金の引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上*	120万円	130万円
45円コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上*	180万円	180万円
60円コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上*	300万円	300万円
90円コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上*	600万円	600万円

\* 10人以上の上限額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

助成率	
900円未満	9/10
900円以上 950円未満	4/5 (9/10)
950円以上	3/4 (4/5)

( ) 内は生産性要件を満たした事業場の場合

### 特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。なお、②に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。

① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が950円未満である事業者
② 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント*以上低下している事業者

\* 「%ポイント（パーセントポイント）」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

物価高騰等要件に該当する事業者は、一定の自動車の導入やパソコン等の新規導入が認められる場合がございます。詳しくはP3の「助成対象経費の特例」をご覧ください。

## 4. キャリアアップ助成金 賃金規定等改定コースとは？

最低賃金の引き上げに対応できる助成金として業務改善助成金の他に「キャリアアップ助成金 賃金規定等改定コース」もあります。概要としては有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者などの非正規雇用労働者の基本給を3%以上増額するために賃金規定等を改定する事業主に対して助成金が支給されます。要件は以下のとおりです。

- ・ キャリアアップ計画を作成し、労働局に提出すること
- ・ 賃金規定等を改定し、基本給を3%以上増額すること

賃金の引き上げは最低賃金の発効日の前日までに行う必要があります（発効後は賃金引き上げ率から差し引いて計算されます）。同一の労働者を対象に併給を受けることはできませんが、対象労働者を分けて賃金の引き上げを実施することはできます。例えば雇用保険被保険者は「キャリアアップ助成金 賃金規定等改定コース」を活用して、雇用保険被保険者以外は「業務改善助成金」を活用することもできます。

支給額 1人当たりの助成額は以下のとおりです

企業規模	賃金引き上げ率	
	3%以上5%未満	5%以上
中小企業	5万円	6万5,000円
大企業	3万3,000円	4万3,000円

1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は100人



上手に助成金を活用して賃金の引き上げを行って行きましょう。  
助成金活用についてご質問がある場合は、  
お気軽に弊社事務所までお問い合わせください。

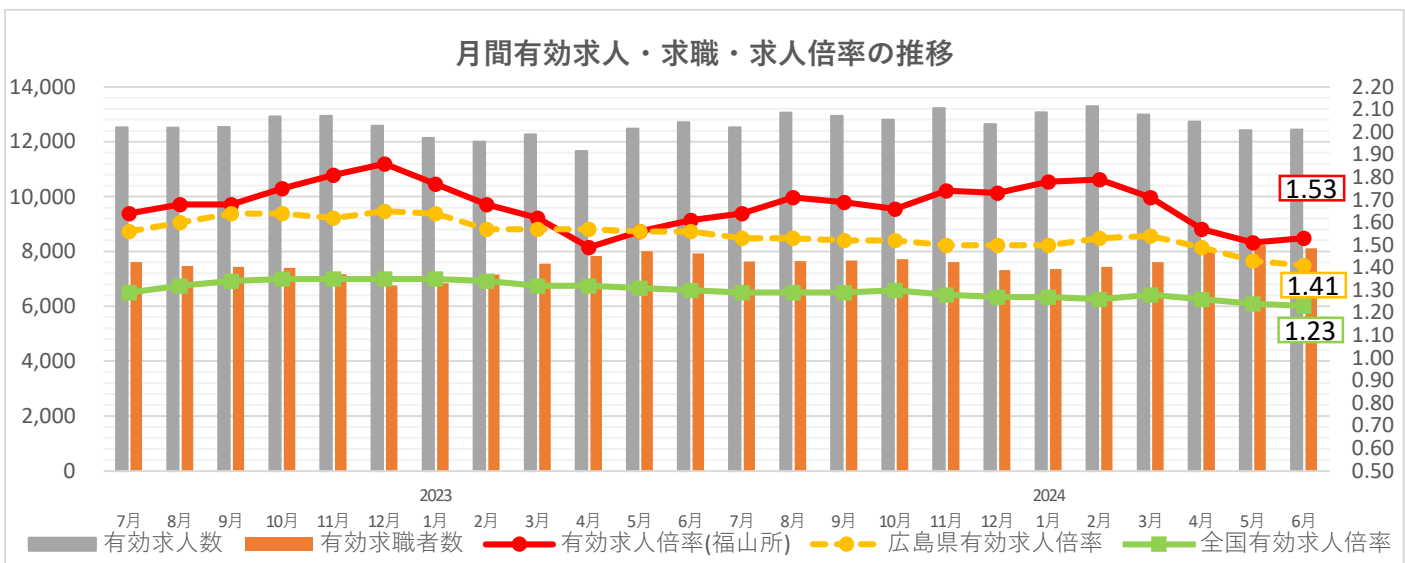


# 人事労務の統計指標

## 労働関係指標 (2024年6月)

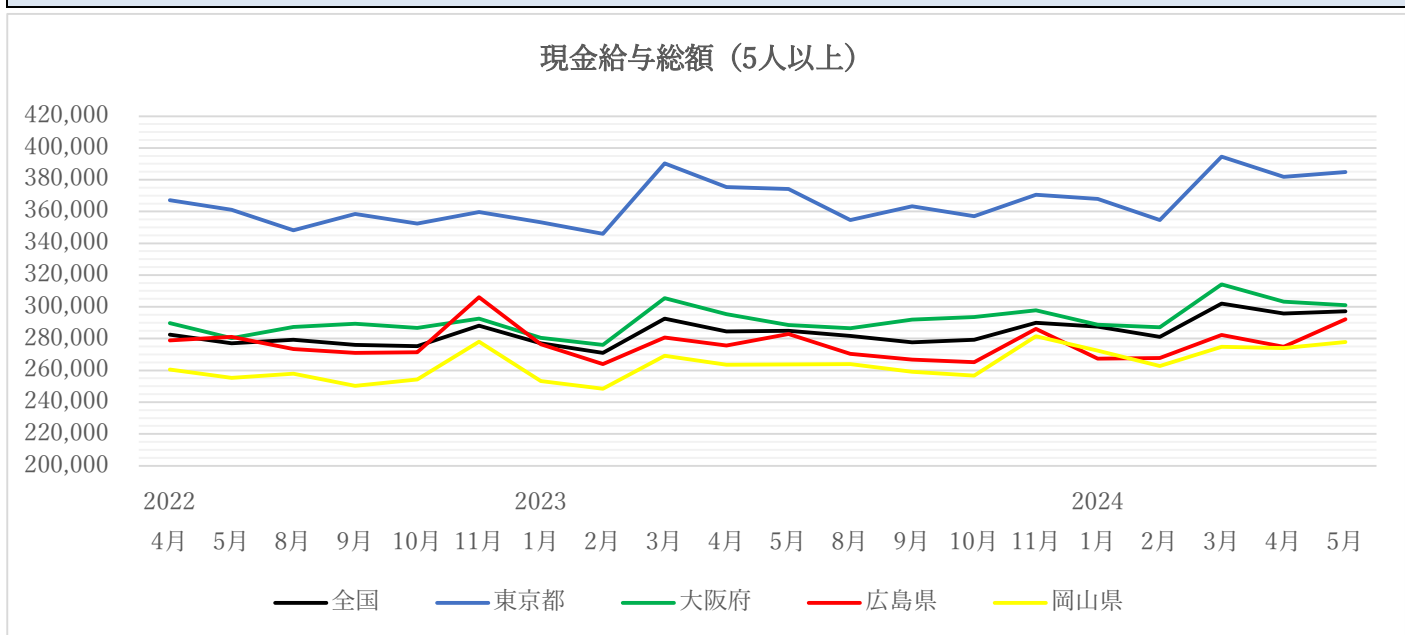
有効求人倍率 (季節調整値※)	全国	1.23 倍	有効求人人数	全国	2,336,101 人	有効求職者数	全国	2,021,057 人
	広島県	1.41 倍		広島県	64,676 人		広島県	45,830 人
	福山市	1.53 倍		福山市	12,441 人		福山市	8,113 人

※ 季節調整値：前月からの変化を適切に捉えるため、季節変動の影響を除いた数値（原数値から季節変動を除去した結果数値）



## 定期給与 現金給与総額 (2024年5月)

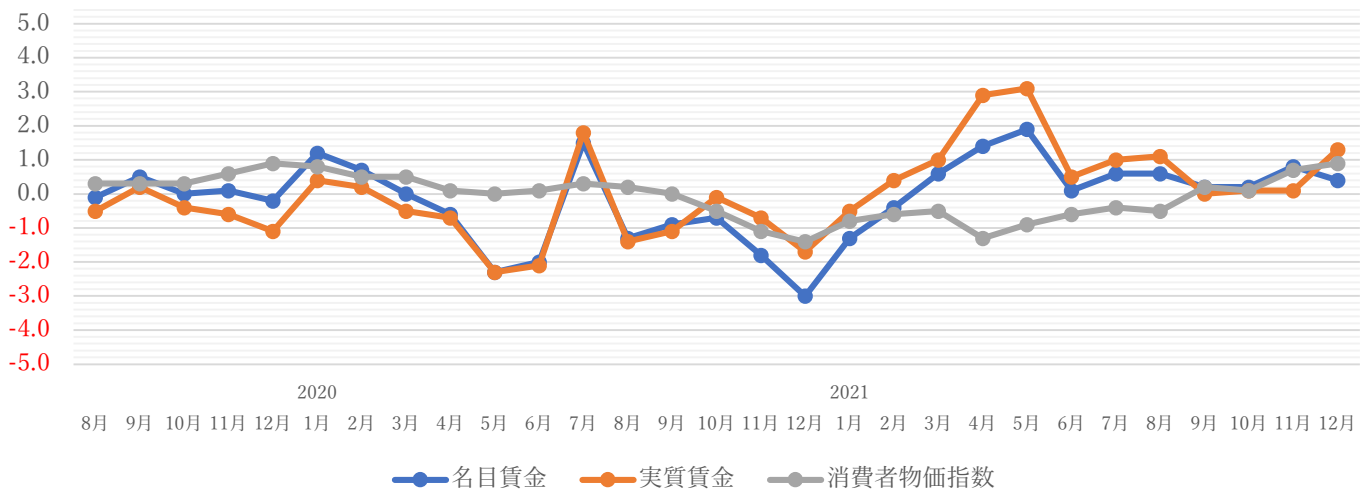
全国	東京都	大阪府	広島県	岡山県
297,162 円	384,871 円	301,097 円	292,091 円	277,830 円



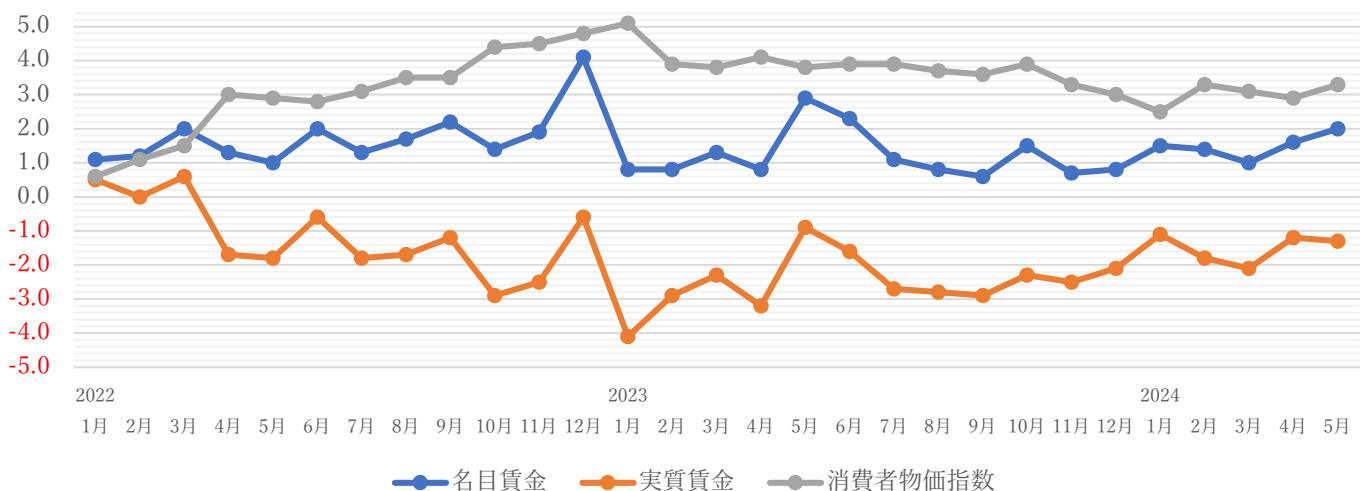
参考：毎月勤労統計調査（全国調査・地方調査） 結果の概要 | 厚生労働省 (mhlw.go.jp) 他 <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1a.html>

# 人事労務の統計指標

## 名目・実質賃金の伸び率 (2019年8月-2021年12月)



## 名目実質賃金の伸び率 (2022年1月-2024年5月)



参考：毎月勤労統計調査（全国調査・地方調査） 結果の概要 | 厚生労働省 (mhlw.go.jp) <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1a.html>

名目賃金：労働に対して支払われた貨幣額で示された賃金

実質賃金：実際に支給される名目賃金の額から物価の変動分を取り除いた値

消費者物価指数：全国の世帯が購入する家計に係る財及びサービスの価格等を総合した物価の変動を時系列的に測定するもの

# 日本100名城に行こう vol.5

## ～宇和島城 / 大洲城～

### 【#83 宇和島城（愛媛県宇和島市）】

- ① 天守 : 三重三階（現存 12 天守）
- ② 城区分：平山城
- ③ 築城年：1596 年
- ④ 築城者：藤堂高虎
- ⑤ 主な遺構  
天守/上り立ち門/本丸/石垣 など

今回の名城訪問は宇和島城です。  
宇和島藩 10 万石の藩庁として明治維新を迎えた名城で、江戸時代以前に建造された天守が現存する「現存 12 天守」です。

宇和島藩は 1614 年に伊達政宗の長男・秀宗が 10 万石で入封。以後、仙台伊達家の別家として、9 代にわたり宇和島伊達家が藩主として治めることとなります。

重要文化財に指定されている天守までは、登り口から徒歩で 20 分程度かかります。標高 80m 程度の丘陵に築城されていることから、そこそこの山道をイメージしていると当てが外れないでしょう。

私のような“伊達びいき”の皆様にはぜひ訪問をお勧めしたい名城です。



### 【#82 大洲城（愛媛県大洲市）】

- ① 天守 : 四重四階（木造再建）
- ② 城区分：平山城
- ③ 築城年：1609 年前後
- ④ 築城者：藤堂高虎または脇坂安治
- ⑤ 主な遺構  
台所櫓/高欄櫓/苧綿櫓/石垣 など

今回の名城訪問は大洲城です。  
大洲藩 6 万石の藩庁として明治維新を迎えた名城です。

明治維新後、大洲城内のほとんどの建築物は破却されてしまいましたが、大洲市制施行 50 周年記念事業として、平成 16 年（2004 年）に木造天守が再建されました。市民による多額の寄付により、当時の伝統工法を用いて木造復元した天守は、まさに一見の価値があるでしょう。

さて、大洲藩といえば“いろは丸”の所有者としても有名です。坂本龍馬ら海援隊に貸し出された“いろは丸”は、航海中に紀州藩明光丸と衝突し沈没。その後龍馬ら当事者は鞆の浦に上陸し、当地で事故の損害賠償交渉を行っています。



## ゆんたくひんたく

残暑厳しい中にも、少しずつ秋の訪れを感じられる季節となりました。

この夏は猛暑で熱中症についてのニュースが連日報道されましたが、みなさんは大丈夫だったのでしょうか？ わが家ではこの夏少し意識するようになったことがあります。それは朝食にお米とお味噌汁を取り入れるようにすることです。お米はパンに比べ水分が多く、お味噌汁は水分、ミネラル、塩分を同時にとることができ、熱中症対策に効果的な食事だと知り実践です。

実は私も家族も毎週パン屋に行くほどパン好きで、今まで朝食はもちろんパン！だったので、導入当初はみんな不満顔でした…。しかし卵かけご飯にしたり、おにぎりにしたりと色々工夫するうちに次第にみんなよろこんで食べてくれるようになりました。

おかげで熱中症にならなかつたのはもちろんのこと、以前に比べて腹持ちが良く間食がなくなったり、食費が安くなったりと健康、家計にもいい面がありました。

きっかけは熱中症対策でしたが、お米のよさを再認識するいい機会となりました。これからお米がおいしくなる季節でもあるので、今後もお米の種類、雑穀米やそれに合うご飯のお供など自分の好み合ったものを見つけながら楽しくお米をいただきたいです。 (藤井)